

企業法務セミナー第23回報告

会社分割と詐害行為取消権

Using Obligee's Right to Demand the Rescission of Fraudulent Act
as a Countermeasure against Company Split

中京大学法曹養成研究所主催
企業法務研修セミナー
平成22年11月20日
中京大学法科大学院研修生
石川 耕 三

目次

- 第1. はじめに
- 第2. 詐害行為取消権及び会社分割の概要
 - 1. 詐害行為取消権について
 - 2. 会社分割について
- 第3. 東京地裁平成22年5月27日判決について
 - 1. 事案の概要
 - 2. 被告の主張と争点
 - 3. 判旨
- 第4. 各争点における学説及び裁判例とその検討
 - 1. 争点1について
 - 2. 争点2について
 - 3. 争点3について
- 第5. 現行法の問題点と法改正の動向
 - 1. 企業再生が求められる背景
 - 2. 日本における企業再生法制の問題点
 - 3. 「抜け殻方式会社分割」の問題点と会社法改正の動向
- 第6. おわりに

第1. はじめに

近時、会社分割手続を利用して窮境状態にある企業の再建を行う手法は実務上浸透しつつある。その中でも、会社分割を濫用的に利用して債権者に損害を与えるケースが問題になっている。そこで、本稿では、債務超過にあった株式会社が企業再建として利用した会社分割に対して、詐害行為取消権の行使を認めた東京地裁平成22年5月27日判決（以下「本判決」という。）を通して、どのような場合に濫用的と判断されるのかを考えるとともに、本判決の妥当性について検討を行うものである。

また、会社分割が企業再建手法として広く利用されている理由や、現行法の問題点、企業再建のあり方についても、法と経済が交錯する場面であることを念頭に入れつつ、倒産法制などをも視野に含めて多角的に検討することを目的とする。

ただし、本稿で述べる見解は、一部引用している箇所を除き、筆者の個人的見解にとどまるものである。

第2. 詐害行為取消権及び会社分割の概要

1. 詐害行為取消権について

(1) 意義

詐害行為取消権（民法424条1項）は、債務者の詐害行為を取り消して、債務者の財産状態を詐害行為以前に取り戻すことによって、総債権者の責任財産の保全を図る制度である⁽¹⁾。

(2) 要件

被保全債権の存在（詐害行為の前に存在しているものに限る）

債務者の財産権を目的とする詐害行為

債務者の無資力

詐害意思

受益者の悪意

(3) 効果

詐害行為取消しの効果は、取消債権者と受益者又は転得者とのあいだでのみ無効となる（相対効）⁽²⁾。

2. 会社分割について

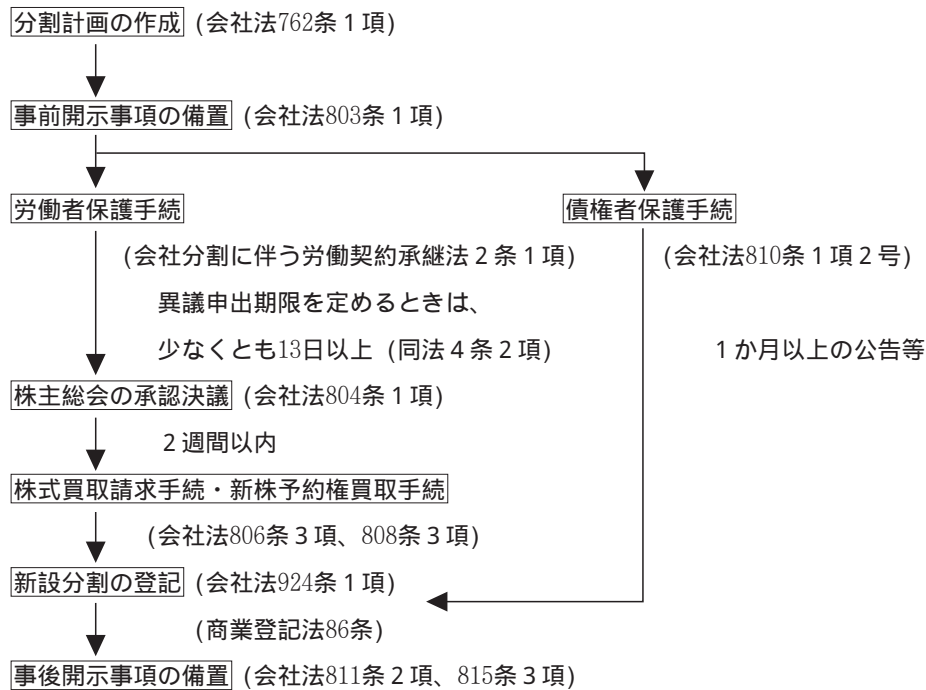
(1) 会社分割とは

会社分割とは、株式会社または合同会社が、その事業に関して有する権利義務の全部または一部を、分割後の会社（承継会社）または分割により設立する会社（設立会社）に承継させることを目的とする会社の行為である（会社法2条29号、30号）。

(1) 大連判明治44. 3. 24民録17輯117頁。

(2) 同上。

(2) 会社分割の手続（株式会社が新設分割をする場合）



(3) 会社分割の制度目的

ア. 本来的な使用目的

会社分割の制度が設けられた主要な目的は、経営効率化のため、事業の一部を別会社（子会社）化したり（企業グループ内再編）、事業の一部をグループの外に切り離す形で移転したりすることを容易にするためである。⁽³⁾

上記のような目的のためには、現物出資・財産引受・事後設立等による子会社の設立、または、グループ外の他社への事業譲渡等の方法がないわけではない。しかし、それらの制度は、変態設立事項として裁判所の選任する検査役の調査を受ける必要があるし（会社法33条1項、2項）、事業譲渡では、個々の資産と負債についての引き継ぎを必要とすることから、手続的に煩雑であり、迅速性に欠ける難点があった。このような不都合を克服する法技術として会社分割が創設され、平成13年施行商法改正により導入し、会社法にも部分的に改正されて引き継がれている。

また、会社分割は、適格要件を満たせば、税制上の優遇措置（法人税の譲渡損益計上の繰延べの他、不動産取得税非課税、登録免許税軽減など⁽⁴⁾）があることから、コスト面でも優れている。

イ. 企業再建手法としての会社分割

(ア) 上述のとおり、会社分割の手法は、本来、会社法上の組織再編行為の一類型としての利用が想定された法制度である。ところが、組織再編行為である会社分割が、事業再生の手法として近時利用さ

(3) 江頭憲治郎『株式会社法（第3版）』816頁。

(4) 法人税につき法人税法2条12号の11、同条同号の13、62条の3第1項、不動産取得税について地方税法73条の7第2号、同法施行令37条の14、登録免許税について租税特別措置法81条。

れるようになった。そのスキームは次のとおりである（なお、株式会社が新設分割をした場合を想定する）。

(イ) 事業再生としての会社分割のスキーム

不採算部門を抱えていたり債務超過になっている株式会社（新設分割会社、以下「分割会社」という。）が、不採算部門と優良事業部門を区分けし、そのうち優良なコア事業のみを新設分割によって新設分割設立会社（以下「設立会社」という。）に移転する新設分割計画を作成する。（これによって、不採算部門に対する会社債権者は、設立会社に承継されない債権者（以下「非承継債権者」という。）となり、「新設分割会社に対して債務の履行を請求できない」債権者に当たらないため、債権者保護手続の対象とならない（会社法810条1項2号）。つまり、事業再生をする株式会社にとっては、ほぼ確実に異議を述べるであろう不採算部門の債権者に干渉されることなく会社分割を進めることができる）。

当該新設分割において、設立会社に承継される債務について、分割会社が連帯保証ないし重畳的債務引受をする。（これによって、本来的には、優良事業部門の債権者は設立会社に承継される債権者（以下「承継債権者」という。）となるため、「新設分割会社に対して債務の履行を請求できない」債権者となって債権者保護手続が必要になるはずであるが、分割会社が連帯保証等を行うことにより、債権者保護手続を省略できることとなる（会社法810条1項2号かつこ書参照）。つまり、公告や異議を述べた債権者への対応などで実務上最低でも1か月以上かかる承継債権者の債権者保護手続（810条2項、3項、5項参照）を回避することで、スピーディーに会社分割を進めることができる。こうして、事業体を一瞬の切れ目もなく連続継続させつつ、事業再生を図ることが可能となる）。

新設分割によって設立した設立会社は、新設分割の対価として、同社の全株式を分割会社に交付する。（新設分割の対価を株式とすることで、税制上の優遇をうけることができ⁽⁵⁾、また、対価が株式なので事実上金銭コストがかからず、会社分割を通じてキャッシュフローの改善を図ることができる。）

設立会社は、分割会社の旧商号を続用しない。（これは、会社分割についても最高裁が会社法22条を類推適用して設立会社に商号続用責任を認め⁽⁶⁾たことから、設立会社が分割会社の不採算部門債務の弁済責任を回避するためである）。

以上が、事業再生目的で使われる会社分割の基本スキームであるが、それらに加えて、設立会社から対価として交付された株式を、分割会社が、新設分割後、即時に会社分割に協力したアドバイザーやコンサルタント等の第三者に譲渡したり、設立会社が会社分割後、即座に増資をしたりすることもあるようである。（これは、事業再生に協力したコンサルタントへの事実上の報酬としての意味合いや、分割会社の設立会社に対する株式支配を希薄化させることを目的としているものと考えられる）。

なお、会社法上、会社分割には、新設分割の他に吸収分割制度も存在するが（会社法2条29号）、吸収分割では、吸収分割承継会社において債権者保護手続が必要であり（会社法799条1項2号）、上記のスピードメリットを活かすことができないため、新設分割の方が優れているといえる。

また、新設分割についても、優良部門を設立会社に移転させる「抜け殻方式」の新設分割以外に、

(5) 前掲注(4)・法人税法等参照。

(6) 最判平成20.6.10判時2014号150頁。

不採算部門を設立会社に移転させる「リストラ型」の新設分割が考えられる。しかし、「リストラ型」の新設分割は、承継債権者の債権者保護手続が必要になるし（会社法810条1項2号）、これを回避しようと分割会社が連帯保証等をすれば、結局分割会社に不採算部門債務の弁済責任が残ってしまうため、企業再生の目的を達成することができなくなる。

したがって、企業再建のスキームとしては、「抜け殻方式」の新設分割が最も優れた手法といえよう。

ウ. 企業再建手法として利用される会社分割の問題点

会社分割を利用した企業再建スキームは、会社法が要求する諸手続を履践しており、手続上、会社法違反は存在しない。

ただ、そもそも債務超過にある会社が会社分割することに違法性はないのか、すなわち、会社分割において「債務の履行の見込みがあること」という要件を満たす必要があるかどうか問題となる。

この点について、会社法立案担当者は、債務の履行の見込みがないときは、事前備置書面にその旨を記載すれば足り、そのために会社分割が無効になることはないとしている⁽⁷⁾。また、平成17年改正前商法では、事前備置書面において債務の履行の見込みがあることとその理由の記載が求められていたため（平成17年改正前商法374条ノ2第1項3号）、債務の履行の見込みがないと会社分割無効事由になると解されていたが、会社法では、「債務の履行の見込みに関する事項」が挙げられるのみで（会社法803条1項、会社法施行規則205条7号）、「債務の履行の見込みがあること」という表現がとられていない。よって、会社法の下では、債務の履行の見込みのない会社分割も認められると解されているようである⁽⁸⁾。

したがって、債務超過会社が企業再建スキームとして会社分割を利用することは、会社法の下では許容されていると考えられる。

しかしながら、企業再建として利用する分割会社スキームは、不採算部門を分割会社に残して優良部門のみを設立会社に切り出し、分割会社において自由に特定の債権を非承継債権と設定し、承継債権については分割会社が連帯保証ないし重畳的債務引受をすることによって、会社に多大な利害関係を有する会社債権者が全く関与できないことになる。特に、非承継債権の債権者にとっては、会社分割に関与できないまま当該債権の回収可能性を一方的に奪われる結果となる。しかも、当該債権者には、新設分割無効の訴えの提訴権もないため（会社法828条2項10号）、事後的に会社分割に異議を唱える機会も付与されていない。

したがって、現行会社法の制度設計では、新設分割を利用して、手続上は会社法に違反することなく資産を移転し、一部の債権者を害することが可能となっている点で問題がある。

以上のスキームによる会社分割は、会社側からみれば、債務超過に陥って窮状にある企業が、破産等の法的処理が申し立てられる前に、債務者主導で企業再建をすることができる手法であり、「事業再生会社分割」として理想的な制度といえる。他方、債権者側からみれば、一方向的に債権回収の可能性を剥奪されるため、「濫用的会社分割」ということとなる。かかる会社分割を「事業再生会社分割」というか、「濫用的会社分割」というかは論者によって異なるようであるが⁽⁹⁾、企業再建も債権者保護

(7) 相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔『論点解説 新・会社法』674頁。

(8) 神田秀樹『会社法（第12版）』341頁、川島いづみ「会社法判例百選」（別冊ジュリスト180号）195頁。

(9) 「濫用的会社分割」と呼ぶものとして「金融法務事情」1902号63頁以下、「NBL」922号6頁以下、「事業再生」の会社分割と呼ぶものとして「ビジネス法務」2010年3月号50頁以下、同4月号68頁以下。

も双方とも企業活動において重要な要素であることから、本稿では、中立的な立場で「抜け殻方式会社分割」⁽¹⁰⁾と呼称することとする。

第3．東京地裁平成22年5月27日判決について

1．事案の概要

(1) 当事者

① 原告

原告は、動産及び不動産の賃貸借及びリース業、動産の割賦購入あっせん業等を営む株式会社（以下「社」という。）である。

② 被告

被告は、株式会社ユニ・ピーアール（以下「Y1社」という。）及び株式会社クレープハウス・ユニ（以下「Y2社」という。）の二社である。

Y1社は、クレープ飲食事業及び広告宣伝事業を営んでいた会社であるが、現在では会社としての実体はない（本社事務所は引き払われ、従業員もなく、決算を含めた経理処理もなされていない）。一方、Y2社は、Y1社から新設分割（以下、「本件会社分割」という。）により、そのクレープ飲食事業に関する権利を承継した会社である。

(2) X社とY1社との間でなされていた契約

X社は、Y1社との間で、店舗内装に関し、割賦販売契約及びリース契約を締結していた。社のY1社に対する割賦販売契約に基づく販売代金残額（以下「本件割賦販売代金」という。）及びリース契約に基づくリース代金（以下「本件リース代金」という。）の合計額は、1911万5040円である。

(3) 新設分割によるY2社の設立

① 本件会社分割に至る経緯

Y1社は、広告宣伝事業の業績が極めて不振で債務超過に陥っており、銀行借入債務の支払いが滞るようになっていた。そこで、企業再建の方法として、広告宣伝事業を切り離し、クレープ飲食事業を新設分割で設立した会社に独立させることを考え、M&Aや事業再生に関するアドバイザー等を営むファーストインベスターズ株式会社（以下「訴外インベスターズ」という。）をスポンサー候補として、同社との間で交渉を行った。

当時、Y1社の代表取締役はZのみであり、株主はZ及びその親族らであったが、平成19年12月6日、訴外インベスターズの社員AがY1社の取締役に就任し、平成20年1月9日には代表取締役になっている。そして、平成20年1月31日、発行済株式について100%減資するとともに、同日、訴外インベスターズの関連会社であるファーストキャピタルに対して、全株式2万株の第三者割当増資を行い、その完全子会社となった。

② 新設分割計画の作成及び本件新設分割

Y1社は、平成20年2月14日、Y1社を新設分割会社とし、クレープ飲食事業に関して有する権利義務をY2社に対して承継させる新設分割計画（以下「本件分割計画」という。）を作成した。同分割計画では、本件割賦販売代金及び本件リース代金の残額債権は、本件会社分割による承継の対象とされて

(10) 「抜け殻方式」と呼ぶものとして江頭・前掲注（3）816頁。

いなかった。

Y2社は、平成20年6月19日、設立の登記が完了されたことによって成立し、本件会社分割の効力が生じた。

③ 本件会社分割の手法と分割当時のY1社の財産状況

本件会社分割による承継の対象とされた資産は、Y1社が保有する残存資産のほとんどであり、担保権は設定されていなかった。また、Y2社への承継の対象とされたすべての債務について、Y1社が重畳的債務引受をした。

Y1社は、本件分割計画が作成された平成20年2月14日から本件会社分割の効力が生じた同年6月19日に至るまで、1億7980万7099円の債務超過の状態にあった。なお、Y1社は、平成20年1月以降、本件割賦販売契約及び本件リース代金の弁済を全くしていない。

④ Y2社の状況

本件会社分割において、Y2社の設立時発行株式(400株)すべてがY1社に交付された。

Y2社の本店所在地は、訴外インベスターズのそれと同じであり、平成20年9月1日には、訴外インベスターズ社員である前記AがY2社の代表取締役役に就任している。

そして、Y2社は、平成20年12月26日に株券発行会社となった後、平成21年1月15日には増資により発行済株式総数が1400株となっている。平成22年1月31日現在、訴外インベスターズが1000株を、Y1社が400株をそれぞれ保有している。

Y2社は、本件会社分割によってY1社から承継した権利義務を基礎としてクレーブ飲食事業を営んでおり、現在、クレーブ店舗は、直営店及びフランチャイズ店を含めると24店舗になっている。

(4) X社による詐害行為取消権の行使

X社は、Y1社との割賦販売契約及びリース契約を解除し、Y1社に対し、割賦販売残代金及び残リース代金相当額の損害賠償金とこれに対する遅延損害金の支払いを求め、Y2社に対しては、本件会社分割が詐害行為に当たるとして、詐害行為取消権に基づき、本件会社分割の取消しを請求するとともに、上記損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求めて提訴した。

2. 被告の主張と争点

(1) 被告の主張

社の提訴した本件訴訟において、被告Y1社は争わなかったが、被告Y2社は、実質的に次の3点について争った。会社分割は詐害行為取消権の対象とならないこと、本件会社分割には詐害性が認められないこと、詐害行為取消しの範囲及び原状回復の方法についての3点である。(なお、被告Y2社はY1社の詐害意思についても争うとしているが、Y2社側から具体的な主張立証はなされていない。)

したがって、本事件の中心的な争点は、以下の3つとなる。

(2) 争点

争点	新設分割を対象とする詐害行為取消権の可否
争点	本件会社分割についての詐害性の有無
争点	会社分割における詐害行為取消しの範囲及び原状回復の方法

3. 判旨

(1) 争点 (新設分割を対象とする詐害行為取消権の可否) について

ア. 会社分割に対する詐害行為取消権の一般論

「詐害行為取消権の対象となる詐害行為、すなわち、「債権者を害する…法律行為」(民法424条1項)とは、債務者の一般財産を減少させる法律行為ないしこれに準ずる行為が、原則としてこれに該当する。

新設分割とは、一又は二以上の株式会社又は合同会社⁽¹¹⁾がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであり(会社法2条30号)、新設分割会社から新設分割設立会社への財産移転を要素とし、債務者としての新設分割会社の一般財産を減少させ得る法律行為である。

したがって、新設分割は、他にこれを否定すべき理由がない限り、その性質上詐害行為取消権の対象になり得るものと解される。」との一般論を示し、原則として新設分割も詐害行為取消権の対象となる旨を判示している。

その上で、会社分割は詐害行為取消権の対象とはなり得ないとする被告Y2社の以下の3つの主張について、詐害行為取消権を否定すべき理由があるか否かについて個別に判示している。

イ. 「新設分割は、会社という組織そのものに変更を加える行為であり、財産権を目的としない法律行為として詐害行為取消権の対象となり得ない。」旨のY2社の主張に対する判示

「民法424条2項は、詐害行為取消権の規定について、「財産権を目的としない法律行為については、適用しない。」と定めている。これは、債務者の一般財産に間接的に影響がある法律行為であっても、婚姻、縁組、相続の承認・放棄などの身分行為、その他債権者保護の要請があったとしても債務者の自由意思を尊重すべきものは、詐害行為取消権の対象としない旨を明らかにしたものである。

会社分割は、会社法に基づく組織法上の法律行為であるという性質を有するが、そのことから、直ちに新設分割が財産権を目的とする法律行為であるか否かが導かれるものではなく、これらは別個である。

新設分割が財産権を目的とする法律行為であるか否かを直截に検討すると、新設分割は、新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を新設分割設立会社に承継させる法律行為であり、その事業に関して有する権利義務とは正に財産権であるから、新設分割は、財産権を目的とする法律行為にほかならないというべきである。」と判示した上で、他の組織法上の法律行為に詐害行為取消権を認め⁽¹¹⁾た判例を示して、Y2社の主張を排斥した。

ウ. 「詐害行為取消権に基づいて新設分割を取り消し得るとすると、分割無効の訴えに関する主張の方法、相手方、時期の制限が実質的に無視されることになり、法律関係が錯綜化して法的安定性が害されることを防止しようとする会社法の趣旨が没却される。」旨のY2社の主張に対する判示

「確かに、会社法は、新設分割が組織法上の法律行為であり多数の利害関係人が生ずることを踏まえ、新設分割の無効について、民法上の一般原則によったのでは、主張の方法、相手方、時期等に制限がないことになり、また、判決の相対効(民事訴訟法115条1項参照:筆者注)により法的安定性が図れないとして、新設分割無効の訴えという形成訴訟の制度を設けている。すなわち、新設分割の無効は、その

(11) 大判大正7.10.28民録24輯2195頁、最判昭和42.3.14裁判集民事86号551頁、最判平成20.6.10裁判集民事228号195頁。

効力が生じた日から6箇月以内に、訴えをもってのみ主張することができるとした上（会社法828条1項10号）、その訴えを提起できる者を限定し（同条2項10号）、無効の判決が確定すると、その判決は第三者にも効力を有し（対世効、同法838条）、新設分割は将来に向かって効力を失う（将来効、同法839条）ことなどが定められている。

しかしながら、会社法に基づく組織法上の法律行為であるからといって、直ちに私法の一般法である民法上の規定の適用が制限又は排除されるというものではなく、これが制限又は排除されるのは、その趣旨の会社法上の特則が存する場合（例えば、会社法51条1項、同条2項、102条3項、4項）である。また、持分会社の設立の取消しの訴えの規定（会社法838条柱書及び2号、838条、839条、834条19号）は、詐害行為取消権に関する一般規定である民法424条の特則として定められたものと解されるから、持分会社についての詐害設立取消しには、同条を適用する余地はない。

これを株式会社の新設分割無効の訴えと民法上の詐害行為取消権についてみると、会社法上、株式会社の新設分割について民法424条の適用を否定する明文の特則が存しない上、両制度はそれぞれ要件及び効果も異なる別個の制度であること、「新設分割について、新設分割無効の訴えと別個の制度として、詐害行為取消権の対象とする必要性が高く」、また、「新設分割の詐害行為取消しの効果が相対効を有するにとどまり、組織法上の新設分割の効力自体を対世効をもって取り消すものではないことからすると、会社法上、新設分割無効の訴えの制度があるからといって、株式会社の新設分割について詐害行為取消権の規定の通用が防げられる理由にはならないというべきである。」と判示して、Y2社の主張を排斥した。

エ、「本件会社分割を詐害行為として取り消して承継した事業それ自体を取り戻すことは、新設分割の効力自体を否定することにほかならず、詐害行為取消権の相対的効力から逸脱した結果を生じさせることになる。」とのY2社の主張に対する判示

「本件会社分割が詐害行為取消権に基づき取り消されたとしても、その取消しの効力は、本件被保全債権を保全するために必要な範囲で原告と被告との間で相対的に及ぶにとどまり、かつ、価格賠償の効力しかないものであり、本件会社分割によって承継した事業それ自体を取り戻すものではない」と判示し、被告Y2社の主張を排斥した。

(2) 争点（本件会社分割についての詐害性の有無）について

ア. 被告Y2社の主張

「詐害行為の成否は、行為の当時における債務者の積極財産と消極財産を計算し、総財産の合計に変化があるか否かという客観的見地から判断するべきであり、外部から判断し得ない主観的要素を考慮すべきでない。Y1社は、本件会社分割によって承継させた権利義務の対価として、Y2社の発行する株式全部（400株）の交付を受けており、経済的等価交換の原理により、その財産状況には全く変動がなく、また、現在でもその株式を有しているのであるから、本件会社分割に詐害性がない」と主張した。

イ. 判旨

(ア)「確かに、新設分割会社であるY1社は、本件会社分割によって、承継させた権利義務の対価として、新設分割設立会社であるY2社の発行する株式全部（400株）の交付を受けており、計算上は、本件会社分割の前後において、Y1社の財産に増減がないともいい得る。」

「しかしながら、詐害行為取消権は、総債権者の共同担保となるべき債務者の一般財産（責任財産）

を保全するための制度であるから、「詐害行為となるか否かについては、単に当該法律行為の前後において、計算上一般財産が減少したか否かという観点からだけでなく、たとえ計算上は一般財産が減少したとはいえないときでも、一般財産の共同担保としての価値を実質的に毀損して、債権者が自己の有する債権について弁済を受けることがより困難となったと認められる場合には、詐害行為に該当すると解するのが相当である。」

(イ) 本件について

「これを本件会社分割についてみると、本件会社分割の結果、Y1社の保有するほとんどの無担保の残存財産と負債の一部が、Y2社に承継されたのに対し（ただし、上記承継された負債について、Y1社は重畳の債務引受をした。）、Y1社がその対価として取得したのはY2社の株式全部（400株）である。このように、本件会社分割により、一方で、Y1社の保有するほとんどの無担保の残存財産が逸出してY1社は会社としての実体がなくなり、他方で、Y1社が対価として取得したY2社の株式は、非上場株式会社の株式であり、株主が廉価で処分することは容易であっても一般的には流動性が乏しく、Y1社の債権者にとっては、株主名簿を閲覧する権利もなく（会社法125条2項）、株券が発行されればより一層、これを保全することには著しい困難が伴い、さらに、強制執行の手続においても、その財産評価や換価をすることには著しい困難を伴うものと認めることができる。」

「そうすると、本件会社分割により、Y1社の一般財産の共同担保としての価値を実質的に毀損して、その債権者である 社が自己の有する本件被保全債権について弁済を受けることがより困難になったといえるから、本件会社分割には詐害性が認められる」と判示した。

(3) 争点（会社分割における詐害行為取消しの範囲及び原状回復の方法）について

ア. 取消しの範囲について

本判決は、詐害行為取消権を行使した場合の取消しの範囲について判例を踏襲し、⁽¹²⁾「詐害行為となる本件会社分割の目的物である資産（金銭債権及び固定資産）が、可分である」と認め、「本件会社分割を詐害行為として取り消す範囲は、詐害行為の目的物が可分である場合として、債権者である 社の本件被保全債権の額、すなわち、1911万5040円を限度とする」と判示した。

イ. 原状回復の方法について

本判決は、原状回復の方法についても、⁽¹³⁾判例を踏襲し、「本件会社分割により承継させた資産は、・・・個別の権利として特定されておらず、さらに、本件会社分割後、被告Y2社が事業を継続していることからすると、資産に変動が生じている」として、「債権者である 社にとって、承継された資産を特定してこれを返還させることは著しく困難である」と認め、上で、「逸出した財産の現物返還に代えてその価格賠償を請求することができる」と判示した。

第4. 各争点における学説及び裁判例とその検討

1. 争点1（新設分割を対象とする詐害行為取消権の可否）について

会社分割が詐害行為取消権の対象となるかについては、学説、裁判例ともに分かれている。

(12) 最判昭和30.10.11民集9巻11号1626頁、大判明治42.6.8民録15輯579頁。

(13) 最判昭和54.1.25民集33巻1号12頁、最大判昭和36.7.19民集15巻7号1875頁。

(1) 肯定説 (会社法立案担当者の見解、多数説、⁽¹⁴⁾福岡地判平成21年11月27日 公刊物未登載)

肯定説は、組織法上の行為である会社分割についても詐害行為取消権を行使できるとする。会社法立法担当者も、債権者保護手続の対象とならない債権者においては、会社分割による財産移転行為について詐害行為取消権を行使する余地があるとしている。また、詐害行為取消権が行使されても、個別の財産移転が取消権の行使対象者との間で相対的に取り消されるだけであるから、会社分割の効力に影響を与えないとしているため、⁽¹⁵⁾会社分割無効の訴えによって画一的処理を図った会社法の趣旨に反しないことを論拠としている。

(2) 否定説 (少数説、⁽¹⁶⁾東京地判平成17. 12. 20 (公刊物未登載))

否定説は、会社分割という法律行為は、財産権を目的とする法律行為ではなく、組織再編行為であるから詐害行為にはならないことや、⁽¹⁷⁾そもそも詐害行為取消権は、債権者を害する取引行為を対象とするものであり、⁽¹⁸⁾本来的に会社分割のような組織法上の行為を予定していないことを論拠としている。

(3) 検討

この点については、判例が組織法上の行為である会社設立行為にも詐害行為取消権を認めていること (大判大正7. 10. 28民録24輯2195頁) や、会社分割について会社法22条1項が類推適用の可否が争われた判決 (最判平成20. 6. 10裁判集民事228号195頁) が、「会社分割に伴い事業が他の会社又は設立会社に承継される場合、法律行為によって事業の全部又は一部が別の権利義務主体に承継されるという点においては、事業譲渡と異なるところはない」と判示し、会社分割と事業譲渡の類似性を見出していること、そして旧商法における営業譲渡 (会社法の事業譲渡に相当) が詐害行為取消権の対象になることを前提とした判例 (最判昭和42. 3. 14裁判集民事86号551号) からすると、会社分割も詐害行為取消権の対象になると考えられる。

上記の判例法理や、債権者保護手続の対象とならない債権者の救済の必要性、詐害行為取消権の効果が相対効であることから、新設分割無効の訴えで法的安定性を図った会社法の趣旨を没却しないとの許容性に鑑み、本判決が、会社分割も詐害行為取消権の対象になるとして肯定説を採用したことは妥当であるといえよう。

2. 争点2 (抜け殻方式会社分割の詐害性の有無) について

(1) 詐害性の判断基準

民法424条1項の「債権者を害する」行為、すなわち詐害行為とは、自己の資産を減少する行為をして債権者が十分な弁済を受けることをできなくすることをいう。⁽¹⁹⁾では、実際にどのような行為が詐害性を有するのか、詐害性の判断基準が問題となる。

(14) 肯定的見解を採るものとして、弥永真生『リーガルマインド会社法 (第12版)』334頁、

内田博久・金融法務事情1902号59頁、伊藤靖史『会社法』393頁、田中巨・ジュリスト1327号143頁、斎藤秀夫・林屋礼二＝麻上正信『注解破産法 (上) [第3版]』454頁、松下淳一・民事訴訟法雑誌55巻171頁、黒木和彰＝川口珠青・金融法務事情1902号63頁。

(15) 相澤他・前掲注(7) 674頁。

(16) 後藤孝典・ビジネス法務2010年3月号58頁、岡伸浩・NBL 922号 8頁以下。

(17) 後藤・前掲注(16)。

(18) 岡・前掲注(16) 9頁。

(19) 我妻＝有泉他『コンメンタール民法 (第2版追補版)』776頁。

この点につき、大別すると以下の2つの見解が主張されている。

ア. 二元説（かつての立場、我妻説）

二元説は、客観的要件である「詐害行為」と主観的要件である「詐害意思」を分別して考える立場である。

この立場によると、詐害性の判断について、行為の客観的性質からのみ詐害行為か否かを判定すべきであるとし、処分行為により逸失した財産と、それとの交換で責任財産に入ってきた財産の価値により、詐害行為か否かを判定する。つまり、責任財産の計数上の減少の有無で詐害行為か否かを決する立場である。⁽²⁰⁾

イ. 相関関係説（判例・現在の通説的見解）

相関関係説は、行為の客観的要因と主観的要因の双方を重視するものの、それぞれを独立の要件事実として捉えるのではなく、行為の客観的性質（その行為が共同担保の実質的効力を奪うかどうか）、行為の主観的要素（その行為をするにあたっての債務者の目的、動機の正当性を含む）、ならびに、債務者がとった手段の相当性を総合的に考慮して、当該行為が正当な処分権行使と言えるかどうかを評価すべきだとする見解である。⁽²¹⁾

（2）相当な対価を得た財産処分における詐害性の判断

ア. 従来判例法理

上述したように、一般論として詐害行為にあたるかどうかは、判例、通説は相関関係説によっている。そして、相関関係説からの帰結として、適正価格での財産処分も原則として詐害行為にあたりとし、⁽²²⁾適正価格による処分の対価を「有用の資」に充てる場合には、例外的に詐害行為に当たらないと⁽²³⁾するのが判例法理である。

イ. 現在の有力説と債権法改正案

平成16年に大改正された新破産法では、161条1項において、相当の対価を得てした財産処分行為は、原則として詐害行為にあたりないとの立場がとられ、例外的に「隠匿等の処分」やその意思が認められる場合のみ否認の対象となると規定された（破産法161条1項各号）。このように、新破産法では、相関関係説を基礎に据えつつも、相当の対価で財産を処分した場合は、一般的に有害性の度合いが低く、他方で受益者の予測可能性を保護する必要があることから、原則と例外を逆転させる構想が採用されている。そして、破産法においてこのようなルールが採用された今日では、責任財産保全を扱う法秩序の統一性の観点から、詐害行為取消権についても破産法と共通の考え方によって詐害性を判断すべきであるとの見解が有力に主張されている。⁽²⁴⁾

また、民法の債権法改正案においても、その基本方針として、倒産処理手続との連続性、否認権との整合性を考慮するものとし、詐害行為取消権についても破産法161条と同様の規定を設ける方向で

(20) 前掲注(19) 779頁、潮見佳男『債権総論（第3版）』135頁。

(21) 潮見・同上。

(22) 大判明治44. 10. 3民録17輯538頁、破産法上の否認権に関して同旨を述べたものとして、大判昭和8. 4. 15民集12巻37頁。

(23) 大判大正6. 6. 7民録23輯932頁、大判大正13. 4. 25民集3巻157頁、最判昭和39. 11. 17民集18巻9号1851頁、最判昭和41. 5. 27民集20巻5号1004頁。

(24) 内田貴『民法（第3版）』313頁、潮見・前掲注(20) 149頁参照。

進んでいるようである⁽²⁵⁾。

私見としても、倒産法上の否認権（破産法160条以下、民事再生法127条以下、会社更生法86条以下）は、詐害行為取消権と本質を同じくする制度であることからすれば、相当対価を得た場合の財産処分行為の詐害性の判断は、倒産法と同じく「隠匿等の処分」基準で判断するのが妥当である⁽²⁶⁾と考える。

なお、「隠匿等の処分」基準で判断する場合における主張立証責任については、債権法改正によって破産法161条と同旨の規定が明文化されれば、取消債権者が主張立証責任を負うものとして請求原因事実になるであろう⁽²⁷⁾が、現行民法の規定では、不当性阻却事由として抗弁になるものと考えられる⁽²⁸⁾。

(3) 「抜け殻方式会社分割」の詐害性判断基準と本判決の妥当性

以上の見地からすると、「抜け殻方式会社分割」は、分割会社が分割対価として設立会社の株式の交付を受けるのであるから、当該交付株式が対価として相当なものであるかぎり⁽²⁹⁾、「隠匿等の処分」基準で判断すべきである。

しかし、本判決は、分割対価が相当であったかどうか、あるいは、相当であるとして「隠匿等の処分」基準で判断することなく、単に「一般財産の共同担保としての価値を実質的に毀損して、債権者が自己の有する債権について弁済を受けることがより困難となったと認められる場合」と抽象的な規範を定立して判断している。これでは、経済的危機に顔した債務者が財産の処分によって事業継続や経済的再生を図る努力を防止すべきではないとする破産法161条等の実質的理由⁽³⁰⁾を看過しており、妥当ではないといふべきである。

3. 争点3（会社分割における詐害行為取消しの範囲及び原状回復方法）について

(1) 本判決の妥当性

詐害行為取消しの範囲が被保全債権の額に限定されることや、現物返還が困難な場合には価格賠償が認められることは確立した判例の立場となっているため、本判決がこれらの判例に沿って判示したことは基本的に妥当であるようにも思われる。

(2) 取消しの範囲及び効果に関する問題点

しかしながら、会社分割における詐害行為取消しの対象について、次のような指摘がなされている。すなわち、債権者が会社分割に対して詐害行為取消を請求する場合、責任財産を取り戻したいわけであるから、取消しの対象は分割計画書における資産の承継部分に限定することになる。しかし、会社分割は事業に関する権利義務をワンパッケージで移転するものであるから、資産とともに負債も同時に承継することになるのであって、単純に資産の承継のみを取り消すことが可能であるかという本来的な疑問があるとの指摘である⁽³¹⁾。もっとも、流出した財産の回復という詐害行為取消権の趣旨には沿うことから、基本的には資産移転を対象とした詐害行為取消しを認めるべきであろうと結論づけている。

(25) 民法（債権法）改正検討委員会全体会議「第11回議事録」。

(26) 川井健『民法概論（第2版補訂版）』145頁。

(27) 竹下守夫編『第コンメンタール破産法』639頁。

(28) 岡口基一『要件事実マニュアル（第3版）』463頁参照。

(29) アメリカには会社分割に関する判例が数多いが、その多くは移転資産に対比した分割対価の価値の不等性を争っているようである（ビジネス法務2010年3月号58頁）。

(30) 内田・前掲注（24）313頁、前掲注（27）636頁。

(31) 黒木＝川口・前掲注（14）72頁。

しかし、会社分割における資産の譲渡のみを取消しの対象とした場合、新設会社の承継債権者は重大な影響を受けることになる。特に、本事件のように価格賠償を認め、その効果が相対効しかないとする、何ら過失のない承継債権者は新設会社の財産の引当てを失うことになり、かえって不利益が生じる結果となる。このような結果は、民法、会社法が想定していた自体を超えるものであり、今後活発な議論がなされることを期待したい。

なお、債権法改正案では、詐害行為取消しの効力として、債務者のすべての債権者に及ぶものとし、回復された財産がすべての債権者の一般責任財産になるものとする方向のようである。また、取り戻す財産が金銭であるときは、取消債権者は受益者から直接交付を受けることができ、当該交付金の債務者に対する返還債務と被保全債権とを相殺できる旨の規定も創設する方向だが、相殺が可能となるのは詐害行為取消訴訟確定の日から3か月（1か月）後であり、その間、他の債権者は回復財産に対して強制執行をすることができると規定する方向のようである。⁽³²⁾

第5．現行法の問題点と法改正の動向

1．企業再生が求められる背景

バブル経済崩壊から長引く平成不況や少子高齢化に伴う需要低下に加え、中国等の新興国の台頭に伴ってグローバル競争が激化したことにより、日本企業の倒産件数は激的に増加している。特に近年では、アメリカのサブプライムローン問題に端を発する世界同時不況の影響で、平成20年から21年にかけて、中小企業の疲弊とともに破綻の件数が増え続け、平成21年の不況型の倒産件数は過去最高を記録した。そこで、このような現況に対抗する企業再建手法の案出の必要に迫られている。

2．日本における企業再生法制の問題点

(1) 民事再生法の問題点

企業再建手法は、平成12、3年頃から様々な手法が編み出されてはきた。そのうちでも、アメリカの連邦倒産法第11章（以下「チャプター11」という。）をモデルとして制定され、平成12年に施行された民事再生法は、中小企業の事業再生手法として注目された。

しかし、担保権の行使にまで自動停止効（automatic stay）が及ぶチャプター11と異なり、民事再生法では、担保権は別除権として再生手続の外で行使が可能となっている（民事再生法53条1項、2項）。そのため、債務者である企業としては、担保権者とあらかじめ別除権協定を締結したり、担保権実行中止命令（民事再生法31条1項）が認められない限り、事業再生の目的を達し得ない点で制度上の問題がある。

また、民事再生法の効用は債務額を切り下げる点に主眼があり、いわば司法強制的な債務一般についての減額の財務手法との意味合いが強い。そのため、民事再生開始決定を申し立てると、その段階で、金融債権者だけでなく営業債権者までが、債権の一部放棄の強要が始まったと受け止め、取引関係からの離脱を開始し、民事再生開始申立を理由に取引契約の解除を要求することとなる。そうでなくとも、

(32) 民法（債権法）改正検討委員会全体会議「第11回議事録」。

(33) 東京商工リサーチ調べによると、倒産件数（負債額1000万円以上）は1万5480件、そのうち販売不振などが原因の「不況型」倒産が過去最高の79.3%となった。

会社は広く信用を失い、事業は急速に劣化する。このため、民事再生開始決定の申立て自体を諦めざるをえなくなる事例が多発しているとの指摘もなされている。⁽³⁴⁾

(2) 会社更生法の問題点

会社更生法は、民事再生法と異なり、担保権についても更生手続に組み込まれ、更生担保権者による担保権の実行が禁止される点で民事再生法より優れているといえる（会社更生法2条10～13項、47条1項、50条）。

しかしながら、従来の会社更生法の運用は、一般に弁護士が管財人として選任され（会社更生法67条1項）、経営者の交代が予定されていたことから（会社更生法72条1項、211条4項）、個人経営がほとんどの中小企業にとっては、会社更生は経営権を失うことを意味し、自らの手で会社を再建しようとする経営者は会社更生を利用することができない制度であった。

ところが、東京地裁民事第8部の諸判事が、平成20年12月に、「DIP型会社更生手続の運用の導入」⁽³⁵⁾論文を発表したことにより、更生会社の経営者などが、そのまま更生会社の管財人に就任することができる運用になった。そのため、現在の会社更生の運用においては、DIP型会社更生によれば経営体制が大きく変わることなくスムーズに会社更生手続に移行でき、企業価値がそれほど損なわれずに再建が可能となるため、債務者主導型の企業再生として利用しやすい制度に変遷してきている。

ただし、会社更生手続申立の予納金は一般的に高額であるため（東京地裁の場合、非上場企業でも2000万～3500万円程といわれている）、資本的基盤が弱い一般的な中小企業には利用が極めて難しい。したがって、会社更生法も中小企業の企業再生手法としては使いにくい制度といえる。

(3) 行政的手法の企業再生

以上のように、民事再生や会社更生といった司法的な再建手法は、中小企業にとって、制度面、コスト面、さらにスピード面（司法的再建手続には少なくとも数か月はかかる）でも利用し難いものとなっている。また、司法的手法は、必然的に企業に倒産企業・破綻者であるとの烙印を押し、それ自体で企業価値が大きく損なわれ、経済的な再生を困難にするおそれ大きい。⁽³⁸⁾

そこで、中小企業の事業再生を後押しするものとして、平成19年にいわゆる事業再生ADRが制定され（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産業活力再生法」という。）48条以下）、さらに、平成21年に誕生したのが、いわゆる「第二会社方式認定制度」である（産業活力再生法39条の2以下）。

「第二会社方式」とは、財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を、事業譲渡や会社分割によって切り離し、他の事業者（第二会社）に承継させ、また、不採算部門は旧会社に残し、特別精算等を行うことによって事業再生を図る制度である。要するに、「抜け殻方式事業譲渡」もしくは「抜け殻方式会社分割」のことである。したがって、「第二会社方式認定制度」というのは、「抜け殻方式会社分割」が事業再生手段として有用であることから、経済産業省がお墨付きを与えて事業再生の便宜を

(34) 後藤・前掲注(16)50頁。

(35) DipとはDebtor in Possessionの略で、債務者（会社経営者）がそのまま会社の経営執行権を持って再建にあたる手法のことである。

(36) 「NBL」895号（2008年12月15号）。

(37) もともと法的には、既に平成15年4月1日施行の会社更生法において、経営責任のない経営者は、管財人に選任することができることが明文化されていた（会社更生法67条3項参照）

(38) 同様の指摘として、山本和彦『倒産処理法入門（第3版）』27頁。

図った制度であるといえよう。

金融機関側としても、有税で貸倒引当金を計上しているより、一部は倒産させて無税で損金計上するとともに、他の部分は優良企業として回復してもらうという両方を実現できる。さらに、会社分割では、事業譲渡では排除しきれない、デューデリジェンスで帳簿に全く現れない負債等の見えないリスクを限りなく減らすことが可能になる。

「第二会社法方式認定制度」のメリットは、第二会社が事業上の許認可を再取得する必要がある場合に、旧会社の許認可を承継できること、登録免許税、不動産取得税の軽減があること、金融支援を受けられること、の3点である。

これらのメリットがどれほどあるかどうか検討すると、の許認可承継については、承継の対象となる許認可が建築業や旅館業などに限られていることから、特段大きなメリットとはいえない。 の税制上のメリットについては、そもそも「抜け殻方式会社分割」でも不動産取得税は非課税であるため、登録免許税が軽減されることのみがメリットとなる。 の金融支援については、確かに日本政策金融公庫などから低利融資を受けられるなどのメリットがあるが、これには当然に金融機関の審査が必要となるため、第二会社方式の認定を受けることとは別枠の話になる。結局、「第二会社方式認定制度」による実質的メリットは、の登録免許税軽減だけであり、その額もそれほど大きなものではない（会社分割による設立登記の登録免許税の本則税率（資本金が純増しない部分）は資本金の0.15%であるのに対し、第二会社方式認定だと0.1%になる。不動産の所有権移転の登録免許税は、本則税率が0.8%であるのに対し、認定制度だと0.2%になる）。

したがって、経済産業省に提出する「第二会社方式認定制度」申請書類を作成するに要する時間と労力を考えると、金融機関からの支援がない限り、結局は会社法上の「抜け殻方式会社分割」の方が優れているといえるであろう。⁽³⁹⁾

3. 「抜け殻方式会社分割」の問題点と会社法改正の動向

以上にみてきたように、現行法下においては、企業再生の手法として「抜け殻方式会社分割」に勝る手法はないと考えられる。

しかし、一方で、「抜け殻方式会社分割」が債権者保護手を要せず、会社分割無効の訴えの提訴権がないために、債権者による異議の機会が一切付与されていないことや、債務者である株式会社が恣意的に資産を評価し、債権者の一部を新設会社の承継債務とすることで、不平等に扱うことになる。つまり、問題の本質は、資産の保全と債権者平等という思想が薄いことにある。⁽⁴⁰⁾

このような問題意識から、法制審議会会社法制部会では、「会社分割における債権者保護のあり方」について、現行会社法の「要改正事項」としている。もっとも、当部会では、会社分割の多くの事例が企業結合（企業再編等）において果たす社会的有用性を否定するものではないとし、会社分割制度の利用者の負担を一律に加重する改正や、会社分割制度が企業とそのステークホルダーに与える利益・国際競争力を⁽⁴¹⁾をいたずらに減殺する改正を求めることはしない方向のようである。

(39) 同旨を指摘するものとして、後藤孝典・ビジネス法務2010年4月号72頁。

(40) 内田博久・前掲注(14)55頁。

(41) 法制審議会会社法制部会第4回会議（参考資料15）。

第6. おわりに

これまで述べてきたとおり、倒産法制等が中小企業の事業再生に十分に機能しているとはいえない現行法の下では、「抜け殻方式会社分割」の企業再生に果たす役割は極めて大きいといえる。マクロ経済的にみても、会社分割によって生産要素が低生産性部門から高生産性部門へ効率的に移転すれば、経済全体の生産性はそれだけ上昇することになる。また、債務超過状態にある企業に対しては、金融機関や投資家は、事前の段階で資金調達に応じないか、応じたとしても極めて高い金利を要求することになり、この結果、企業の資金調達費用は高騰し、その生産能力を拡張するための資本財投資は縮小する。このような状況下で、会社分割によって優良企業に生まれ変われば、資金調達費用の高騰が抑制され、さらには経済全体における投資プロジェクトに安定化をもたらすことにもなる。⁽⁴²⁾

しかしながら、会社分割スキームが事案によって債権者を害する場合があることも看過されてはならない。事業再生マーケットの広がりとともに、法制度を理解していない者や反社会的勢力によって会社分割の濫用が頻発することになれば、取引社会全体に会社分割リスクを抱え込むことになり、かえって経済全体の円滑性を阻害しかねない。その中で、債権者が採りうる対抗措置として、本判決が会社分割についても詐害行為取消権の対象となることを認めた意義は大きいといえよう。

本判決を契機とし、⁽⁴³⁾いかなる場合が詐害性を有するのかを注意深く検討し、法改正の動向も注視しつつ、企業及び債権者双方とも、適正な会社分割が濫用的な会社分割かを見極めて対応することが求められているといえるであろう。

以上

(42) 山本和彦他『倒産法概説(第2版)』18頁以下参照。

(43) なお、本判決は被告側から控訴されたが、控訴審(東京高判平成22.10.27)においても棄却されている。もっとも、控訴審では、「破産法161条の規定を考慮しても、本件会社分割が詐害行為に該当しないということはない」と判旨しており、相当の対価を得た財産の処分行為の否認の基準が考慮されている。しかしながら、いかなる事実が「隠匿等の処分」の要件に該当するかのあてはめがなされておらず、依然として実務上の問題の残る判決といえる。

(主要参考文献)

- ・「株式会社法 (第3版)」江頭憲治郎
- ・「論点解説 新・会社法」相澤哲 = 葉玉匡美 = 郡谷大輔
- ・「会社法 (第12版)」神田秀樹
- ・「類型別会社訴訟 (第2版)」東京地方裁判所商事研究会 [編]
- ・「コンメンタール民法 (第2版追補版)」我妻榮 = 有泉享 = 清水誠 = 田山輝明
- ・「民法 (第3版)」内田貴
- ・「債権総論 (第3版)」潮見佳男
- ・「民法概論 (第2版補訂版)」川井健
- ・「要件事実マニュアル (第3版)」岡口基一
- ・「倒産処理法入門 (第3版)」山本和彦
- ・「倒産法概説 (第2版)」山本和彦 = 中西正 = 笠井正俊 = 沖野眞已 = 水元宏典
- ・「大コンメンタール破産法」竹下守夫【代表編集】
- ・「判例特報2」金融商事判例1345号26頁
- ・「会社分割が詐害行為にあたることとした東京地裁平成22年5月27日判決」
森・濱田松本法律事務所 弁護士足立格 (「銀行法務21」722号4頁以下)
- ・「会社分割と詐害行為取消権 東京地裁平成22年5月27日判決の意義、影響」
東京スター銀行法務チーム 内海順太 (「銀行法務21」722号12頁以下)
- ・「民事再生と会社分割 近時の再生実務実態とあるべき再生手法にむけて (上)」
弁護士法人虎ノ門国際法律事務所 代表弁護士後藤孝典 (「ビジネス法務」2010年3月号50頁以下)
- ・「民事再生と会社分割 近時の再生実務実態とあるべき再生手法にむけて (下)」
弁護士法人虎ノ門国際法律事務所 代表弁護士後藤孝典 (「ビジネス法務」2010年4月号68頁以下)
- ・「倒産状態において行われる会社分割の問題点」仙台法務局訟務部長 (前東京地方裁判所民事第20部判事)
内田博久 (「金融法務事情」1902号54頁以下)
- ・「濫用的会社分割をめぐる問題点」弁護士黒木和彰・川口珠青 (「金融法務事情」1902号63頁以下)
- ・「濫用的会社分割と民事再生手続」弁護士岡伸浩 (「NBL」922号6頁以下)
- ・「会社の組織に関する行為の無効の訴え」受川環大 (「法律時報」82巻12号以下)